

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第74回）議事録

1 日時 令和6年7月19日（金）15：00～15：20

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、  
荒牧 知子、石井 夏生利、江崎 浩、大橋 弘、高橋 利枝  
（以上8名）

（2）専門委員（敬称略）

相田 仁（以上1名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

湯本 博信（総合通信基盤局長）、吉田 恭子（総務課長）

・電気通信事業部

大村 真一（電気通信事業部長）、

飯村 博之（事業政策課長）、

五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）、

平松 寛代（電気通信技術システム課番号企画室長）

（4）事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）議決案件

①「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

## 開 会

○森川部会長 森川です。

それでは、皆様方、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから情報通信審議会第74回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で委員8名中8名の皆様方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、まず、先日総務省の皆様方に人事異動がありましたので、こちら、事務局から御紹介いただけるとのことです。よろしくお願いいたします。

○片山総合通信管理室長 事務局の片山です。それでは、本日、本部会に出席している総合通信基盤局の幹部職員のうち、7月5日付で着任した3名の幹部職員から、一言ずつ挨拶をお願いいたします。

では、総合通信基盤局長からお願いいたします。

○湯本総合通信基盤局長 7月5日付で総務省総合通信基盤局長に着任いたしました湯本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大村電気通信事業部長 5日付で、電気通信事業部長に着任しました大村です。よろしくお願いいたします。

○吉田総務課長 同じく5日付で、総合通信基盤局総務課長に着任いたしました吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森川部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

### (1) 議決案件

「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について

【令和6年5月2日付け諮問第1238号】

○森川部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。  
本日の議題は、議決案件の1件となります。

こちら、令和6年5月2日付の諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」について審議をお願いするものになります。

相田主査及び電気通信番号政策委員会事務局から御説明をお願いできればと思います。  
相田主査から、まず、お願いできますか。

○相田主査　電気通信番号政策委員会の主査を務めています相田でございます。諮問第1238号「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」に3つの検討課題がございますけれども、そのうち、「事業者間における網間信号接続の在り方」及び「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方」の2つにつきまして、電気通信番号政策委員会における検討結果を報告させていただきます。

本件は、本年5月2日に開催されました第72回の電気通信事業政策部会で、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めることとされたものです。同月以降、電気通信番号政策委員会を計4回開催し、同委員会において、事業者ヒアリングや論点整理に係る議論等を積み重ね、今般、お手元の資料74-1-1のとおり、一次報告書として取りまとめました。

報告書全体の構成について御説明させていただきます。表紙の次のページがございます目次を御覧ください。第1章の「はじめに」として、検討の経緯及び一次報告書における検討の対象について記載してございます。続いて、第2章の「事業者間における網間信号接続の在り方について」では、令和7年1月に、公衆交換電話網のIP網への移行が完了する見込みであることを踏まえ、電気通信番号計画に定める網間信号接続の方法に関する条件の見直しについて検討するとともに、付加的役務電話番号や特定IP電話番号、050における番号ポータビリティの必要性等についても検討してまいりました。

第3章の「固定電話番号における番号ポータビリティの在り方について」では、令和7年1月以降に開始が予定されている「固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティ」、いわゆる双方向番ポの例外規定の必要性について検討してまいりました。

以上のような構成によりまして、電気通信番号政策委員会としての考え方を整理いたしました。

本報告書の詳細につきましては、電気通信番号政策委員会の事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○平松番号企画室長 番号企画室の平松でございます。詳細について御説明させていただきます。私からは資料74-1-3に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、検討課題の1、「事業者間における網間信号接続の在り方」でございます。電気通信番号計画では、電気通信番号の使用に関する条件を定めておりまして、網間信号接続についても規定してございます。

資料右上3ページの四角の枠に、電気通信番号計画の抜粋を掲載させていただいております。固定電話番号、音声伝送携帯電話番号につきましては、(1)、(2)と分かれて規定してございまして、(1)については、令和7年1月末日までに限るとしてございまして、第一種指定電気通信設備と接続する方法、(2)については、PSTNのIP網への移行を考慮いたしまして、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と規定してございます。

それ以外の下の番号につきましては、特にそういった規定の書き分けはなく、第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うことというような規定が現行上されてございます。ただ、現行の規定につきましては、IP網移行というネットワーク接続の変化や、現行の規定は平成30年にできたものですが、その後、令和5年6月にNTT東西の通信設備の、東京と大阪のハブであるPOI (Point of Interface) が第一種指定電気通信設備に指定されたことを踏まえまして、規定の整合性を図るという見直しの検討の必要性が出てまいりました。

また、付加的役務電話番号や特定IP電話番号など、そのほかの番号についてもIP網への移行によって技術的に可能となる番号ポータビリティの必要性を検討するというような課題も出てまいりました。この2つの論点が出てきたところでございます。

まず、最初の論点の1つ目でございますけれども、事業者からヒアリングをしたところ、「電気通信番号計画全体の整合性を踏まえた表現とすることは適切である。」また、「全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法とすることが望ましい」という御意見をいただきました。

また、構成員の方々からも、「全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法、ENUM方式に限るでよいのではないか。」「第一種指定電気通信設備と接続することを明示する必要があるかは、ユニバーサルサービ

ス料との関係も考慮が必要ではないか」というような御意見を頂戴いたしました。

そこで、方向性といたしましては、「ENUM方式を前提としまして、全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法と定める見直しをすることが適当である。また、ユニバーサルサービス制度との関係も踏まえれば、第一種指定電気通信設備との接続については明言することが適当である。そこで、例えば第一種電気通信設備及び全ての網間信号接続対象事業者と直接接続する方法などが考えられるが、具体的な規定ぶりについては、総務省において検討していくことが適当である」というような結論に至りました。

続いて、論点の2つ目のそのほかの番号のポータビリティの必要性でございます。こちらでも事業者の方からヒアリングをいたしまして、8ページのような御意見を頂いております。具体的には「0120、0800の番号については、番号ポータビリティは必要と考える。」「一方で、0570や0990のような特別な用途に特化した番号については、現時点でも必要性は感じていない。」また、「050番号については、現時点では番号ポータビリティを要望する声はあまり聞き及ばない。」「0120、0800番号については、事業者間の合意に基づいて既に番号ポータビリティが実施されているので、新たに制度として規定する必要はないのではないか。」また、「こういった番号ポータビリティを新たに規定することによって、新規参入のハードルを上げることになるのではないか。」そういった一方で、「番号ポータビリティが義務化されても、既に初期設備投資が終わっている事業者に発生するのは運用コストだけなので、それほど大きな負担ではない」というような御意見がございました。

これに対して構成員からは、「番号ポータビリティの初期投資は比較的容易ではないのか。他方で、050番号のような運用中の番号については、データベースの移行は大きな追加投資が必要なのではないか」というような御意見を頂戴したところでございます。

そこで、ポータビリティについては次の方向性が適当としてございます。まず、付加的役務電話番号ですが、「0120、0800の着信課金機能については、新規指定の意向を有する事業者が複数おり、番号ポータビリティのニーズも存在している状況である。また、0120については、番号の指定率が99.2%に達しており、追加指定する可能な余地が小さい状況であることから、現在、事業者間の合意の下で既に番号ポータビリティが行われている。このため、0120、0800については、番号ポータビ

リティの実施を義務づけたとしても事業者に新たに大きなコスト負担が発生する状況ではないことから、これを義務づけるとともに、網間信号接続の方法をENUM方式に変えることが適当である。」

「統一番号機能の0570については、法人がコールセンターなどでも利用している実態などを踏まえれば、番号ポータビリティについて一定のニーズがあり、これを義務づけることが望ましい。また、義務づけられる接続方法が明確であれば、事業者にとって参入に係るコストが検討しやすいというメリットがある。他方で、0570の指定を受けて、今後、役務提供の開始を予定する事業者において番号ポータビリティの要望はなく、また、IP網への移行完了を間近に控えた状況において義務づけを行うことは、事業者にとって市場への参入障壁となるおそれがある。このため、0570については、義務づけは当面の間、実施せず、状況を注視することが適当である。」

「特定者向けメッセージ蓄積・再生機能の0170については、事業者がいないということ、大量呼受付機能の0180については事業者が1者のみであること、また、情報料代理徴収機能の0990は、指定を受ける事業者は2者はいるものの、常時使用を想定したサービスではないため、番号ポータビリティを義務づけるニーズは低い。」

以上から、付加的役務電話番号については、「原則として、番号ポータビリティの実施を規定し、接続方式をENUM方式に限るとした上で、その対象を着信課金機能とし、ほかの機能については対象とならないよう、例外規定を設けることが適当である」というような結論に至りました。

そのほか、特定IP番号の050につきましては、新規指定の意向を有する事業者が複数いるものの、指定率は26.8%にとどまりまして、番号の指定可能な余地が大きく、また、利用者が多いとは言えない状況ということもあります。また、番号の指定を受けた事業者は20社と多く、番号ポータビリティを義務づけた場合には設備投資による負担が一定程度必要になり、その結果、利用者に負担が発生するおそれがあるということから、こちらについては、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当であるという結論になりました。

そのほかの無線呼出番号、FMC電話番号、また、特定接続電話番号については、ヒアリングの結果、新規指定の意向を有する事業者はなく、必要性についての意見が出なかったため、義務づけは行わないのが適当であるという結論に達してございます。

続いて、検討課題2つ目でございます。こちらは固定電話番号における番号ポータビ

リティについて、例外の必要性があるかどうかというような課題でございました。こちらについてもヒアリングしたところ、まずは技術的に行うケースということで、NTT東西からメタルから一度出てしまったものにポートインというのは技術的に難しいというお話がございました。また、2番目ですが、実施する必要がないケース、そもそもニーズが想定できないようなケースとしまして、公衆電話ですとか臨時電話というようなお話もございました。3番目、そのほか考慮しておくべき事項として、番号ポータビリティのスムーズな運用を通じて、利用者利便を確保し、事業者間競争の阻害要因とならないようにすべく、ガイドラインなどの整理が必要なのではないか。また、番号ポータビリティの例外が認められるのであれば共有してほしいというような御意見があったところでございます。

そこで、方向性といったしましては、「固定電話番号における事業者間相互の番号ポータビリティについては、技術的に行えないケース、また、ニーズがなく実施する必要がないケースの存在が確認できたことから、例外を認めることが適当である。他方で、このようなケースについては、公正競争の確保の観点から、事業者に共有されることが必要であることから、当該ケースについては総務省において公表することが適当である」というような結論に至ってございます。

また、「固定番号電話の事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たっては、事業者間の公正競争及び利用者利便を確保するため、例えば番号ポータビリティの受付時間や手数料などを明らかにしていくことが望まれる。このため、事業者間相互の番号ポータビリティの実施に当たり、事業者が遵守すべき事項について、ガイドラインなどにより示すことが適当である」というような結論に至りました。

私からの御説明は以上とさせていただきます。

○森川部会長 相田主査、平松室長、ありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、皆様方から御質問、あるいは御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。御意見、御質問等ございませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、特に御意見、御質問がないようですので、また、定足数も満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承しまして、資料74-1-1、IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方、一次報告書を部会の一次答申（案）とし、一次答申（案）について、広く国民の皆様方から御意見をいただくことにしたいと思います。

すが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御異議等おありの場合はチャットでお知らせいただけますか。

(「異議なし」の声あり)

○森川部会長 ありがとうございます。それでは、この案につきまして、意見募集をすることとして、意見募集の期間、あるいは、手続などにつきましては、事務局に一任することとさせていただきます。ありがとうございます。相田主査、ありがとうございました。

○相田主査 ありがとうございました。

○平松番号企画室長 ありがとうございました。

## 閉 会

○森川部会長 それでは、以上で本日の議題は終了となりますが、皆様方から何かございますか。事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長 事務局からは特にございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議これにて終了といたしますが、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局からまた改めて御案内するとのことでございます。

それでは、以上で閉会といたします。ありがとうございました。